

令和3年第2回(3月)川南町議会定例会会議録

令和3年3月22日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年3月22日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議案第2号 川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第3号 川南町尾鈴地区基幹水利施設管理条例を定めるについて |
| 日程第3 | 議案第4号 川南町総合計画条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第5号 川南町コミュニティ施設条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第6号 川南町県単独土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 川南町公園条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第9号 川南町国民健康保険条例等の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 川南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 工事請負契約締結について |
| 日程第13 | 議案第14号 工事請負変更契約締結について |
| 日程第14 | 議案第15号 工事請負変更契約締結について |
| 日程第15 | 議案第16号 財産の無償貸付け及び無償譲渡について |
| 日程第16 | 議案第17号 第6次川南町長期総合計画基本構想について |
| 日程第17 | 議案第24号 令和3年度川南町一般会計予算 |
| 日程第18 | 議案第25号 令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第26号 令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第27号 令和3年度川南町介護認定審査会特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第28号 令和3年度川南町介護保険特別会計予算 |

- 日程第22 議案第29号 令和3年度川南町下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第30号 令和3年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第31号 令和3年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
- 日程第25 議案第32号 令和3年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第26 議案第33号 令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算
- 日程第27 議案第34号 令和3年度川南町水道事業会計予算
- 日程第28 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第1 発議第1号 川南町議会委員会条例の一部改正について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長補佐	河野 英樹 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	大塚 祥一 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

午前10時40分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。
休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第2号川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについて、日程第2、議案第3号川南町尾鈴地区基幹水利施設管理条例を定めるについて、日程第3、議案第4号川南町総合計画条例の一部改正について、日程第4、議案第5号川南町コミュニティ施設条例の一部改正について、日程第5、議案第6号川南町県単独土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、日程第6、議案第7号川南町公園条例の一部改正について、日程第7、議案第8号川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第9号川南町国民健康保険条例等の一部改正について、日程第9、議案第10号川南町介護保険条例の一部改正について、日程第10、議案第11号川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、日程第11、議案第12号、川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について、日程第12、議案第13号工事請負契約締結（川南町総合福祉センター外構工事）について、日程第13、議案第14号工事請負変更契約締結（防災行政無線同報系デジタル更新整備工事）について、日程第14、議案第15号工事請負変更契約締結（下野田・勝司ヶ別府線 南下野田橋下部工事）について、日程第15、議案第16号財産の無償貸付け及び無償譲渡について、日程第16、議案第17号第6次川南町長期総合計画基本構想について、以上、16議案を一括議題とします。

本、16議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子委員長） 総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、御報告申し上げます。議案ごとに報告します。

議案第4号川南町総合計画条例の一部改正については、総合計画条例第7条において議会の議決を経ると規定していましたが、議会基本条例第8条にも同様の規定があり、重複していましたので削除するものです。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決です。

議案第5号川南町コミュニティ施設条例の一部改正については、施設の名称を別館から地

区コミュニティセンターに変更するため、条例の一部改正を行うものです。自治公民館長会の総意での変更との説明です。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決です。

議案第8号川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正については、これまで乳幼児分の自己負担は1診療報酬当たり300円だったものを無料にするものです。令和3年10月1日から施行されます。子育て支援策として小学校入学前までの医療費の無料化を目指すものです。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決であります。

議案第9号川南町国民健康保険条例等の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症について規定している関係する3つの条例の一部を改正するものです。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決であります。

議案第10号川南町介護保険条例の一部改正については、3年に一度策定する高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画において、介護保険料を見直すため、介護保険条例の一部を改正するものです。介護保険料金は引き下げられ、県内では12番目の真ん中くらいです。介護認定者は740人です。特別給付は紙おむつ等で、自宅や有料老人ホームで介護を受けている要介護4、5の方で住民税非課税の方が対象で月6,250円まで支援されます。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決であります。

議案第11号川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援法等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係する4条例を改正するものです。改正の主な内容は、4条例とも感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止のための措置、業務の継続計画策定です。主に施設運営に関する必要事項を規定した条例等の一部改正です。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決です。

議案第13号工事請負契約締結については、川南町総合福祉センター外構工事について、入札の結果、柴坂建設との契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。具体的な工事箇所の説明を受けました。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決です。

議案第14号工事請負変更契約締結については、防災行政無線同報系デジタル更新整備工事については九電工との契約で工事を進めていたが、約2割の方が防災無線は設置不要としたため、7,335万3千円を減額するものです。主にアパート住まいの方との説明です。目標6,815戸、設置5,494戸、設置率80.6%。通浜地区の屋外は半分になったのでサイレンの音が小さいのではないかと、音の向きを考えて住民にはっきり聞こえるようにしてほしいとの意見がありました。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決です。

議案第16号財産の無償貸付及び無償譲渡については、譲渡に際して混乱の無いようにしてほしいとの意見がありました。討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第17号第6次川南町長期総合計画基本構想については、令和3年度から令和12年度

までの10年間の計画となる第6次長期総合計画が策定され、基本構想について審議会に諮問した結果、概ね妥当であるとの答申が出たので議会の議決を求めるものです。議員全員での合同審査となりました。第6次川南町長期総合計画（概略版）を郵便局から全戸配布するとの説明です。総合計画審議会委員は国から示された基準で審議会委員を選んだとの説明、公共団体又は公共的団体の代表者や公募者の応募がなかったため委員は12人で構成した。自治公民館長や諸団体の代表者を入れてもよかったのではないかと、人口維持を目標の基本構想は、難しい言葉や横文字が多い、町民に分かりやすくしてほしいとの強い意見がありました。目指す町の将来像は豊かさを活かし共に未来を拓くまちかわみなみです。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決です。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました条例について報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子委員長） 文教産業常任委員会に付託を受けました議案について、その審査の経過と結果の報告をいたします。

議案第2号川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについてです。この条例は、令和2年では電子地域通貨トロンの歳入歳出管理を歳入歳出会計外現金、以降、歳計外現金と言いますが、で行っていたものを特別会計を設置することで、その流れも分かりやすくし、決算審査の対象とするものです。また、令和3年度から宮銀、高信、TMO、けいすけ、そしてセブン銀行ATMをポイントステーションとしてポイントを付与することができるようです。議会として新しい決済方法のキャッシュレスのことですが、円滑な運営と経理の適正化を管理することを特別会計にし、監視することも必要であるとの意見がありました。また、通常の特別会計と予算の編成方法が違うことから委員会でも質問がありましたが、電子地域通貨の特別会計の事例が全国でもない中、県の市町村課から問題はないとの返答をもらったと説明を受けました。委員会の意見として、地域通貨をはじめとするキャッシュレスについて、なかなか理解しづらい方も多くいることから、担当課として丁寧に説明し、サポートするように申し入れました。採決の結果、賛成多数で可決です。

議案第3号川南町尾鈴地区基幹水利施設管理条例を定めるについてです。この議案については、連合審査を行い、全議員で担当課長の説明を受けました。その後、文教産業常任委員会で討論を行いました。意見として法令の定めにおいて現実に行っている施設の管理に関し必要な事項を条例化したものであるとし、採決の結果は全員賛成で可決です。

議案第6号川南町県営単独土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてです。この条例は新茶屋ため池の関係で運用していた条例を広域にわたって適用できるように改正するものです。採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第7号川南町公園条例の一部改正についてです。白鬚三池公園の現地調査を行いました。数年前の大型台風で倒木や法面が崩落している状況の中、地元の方や観光客の利用もな

いことから、このたび同公園を公園条例から削除するものです。採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第12号川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてです。この条例改正はバイパスが通ることにより通行量が減少した車道を、例えば4車線を2車線に減らし、歩道を拡幅し歩行者の利便性やにぎわい創出のための特例区域をもうけ、テラス付きの飲食店など民間の創意工夫を活用するものです。なお、この条例に関係するような歩道は当町にはありません。採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第15号工事請負変更契約締結についてです。現地調査に行き確認しました。下野田・勝司ヶ別府線は現在工事中ですが、想定以上の湧水を常時排水処理する必要になったことと、既設護岸ブロックが崩落し計画面積より増えたことにより増額し、期間も延長するものです。全員賛成で可決です。

以上6議案、文教産業常任委員会に付託されました条例について報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論採決は、議案ごとに行います。

議案第2号川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（中津 克司君） 議案第2号川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについて、反対の立場で討論いたします。私は、キャッシュレス化を否定するものではありません。現に代金決済におけるキャッシュレス決済は進んでおり、私も必要に応じてカードを利用しています。また、国の施策も訪日外国人客消費拡大対応を考慮し、キャッシュレス化を目指し、推進しています。今回、商工会商品券取扱助成を全面的に廃止し、トロンカードに一本化することが説明されました。ポイント付与なり、システム利用料金の利用料等の財源を税金とする以上、分かりやすく丁寧な説明をし、説明責任を果たすことが不公平、不平等との指摘、批判を受けないためにも必要です。今回のように商品券取扱を根底から変更するのなら、商工会理事会等に出向いて、十分説明をするのが一般的だと思います。商品券取扱店舗210店舗、現在登録店舗116店舗でまだまだ理解を得ていません。また、理事会等で説明すれば約390軒の商工会会員にも何らかの形で周知徹底できると考えます。今後、TMOを使って、登録店舗加入を進めるとのことですが、やることが後先です。トロンカードが便利という人には、大いに利用してもらい、友人、知人に紹介していただき、裾野を広げていく、また、商品券が便利という人には、カードの利便性を丁寧に説明し、理解してもらい、利用

してもらおう努力をする、しばらくは商品券とカードの併用もやむなしと考えます。成功の秘訣は、準備8割とか段取り8分と言われています。新しい事業に取り組むには、十分なる説明、方向性を示すことが必要です。納得した中で利用するか否かを本人の判断に委ねれば、不平不満は出ません。住民参加が大原則です。カード利用で大切なのは、その利便性を理解し、享受したい人が自分の意思、自己責任で利用している点で決して押し付けられるものではないと考えます。私は、トロンカード、反対ありきではありません。国は、2025年末までにキャッシュレス決済比率、約40%を目標に掲げています。しかし、これは緊急を要することではなく、拙速にしかも強引に今進める必要は、全くありません。禍根を残さないためにも、将来を見据え、住民全体の利便性、有効活用を最優先に考え、今は先延ばしして、じっくり土台、足元を固めるべきでまずは、住民へ原理、原則を分かりやすく、噛み砕いた説明をして、説明責任を果たすこと、そして、理解を得る努力をすることが、必要不可欠です。中学校の統合新設、そして今回の強引なトロンカード一本化、執行部の思いは、十分理解できます。しかし、事後説明で理解を求めるような権力の行使が今後ますます連破していくのではないかと、非常に危惧しています。私は、民主的でない独断専行は許しません。住民の福祉を考え、住民の立場に立った判断を求められて議席をいただいている以上、微力ではありますが、ひるむことなく、今、声をあげねばとの思いで、議案第2号に反対するものです。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（谷村 裕二君） 議案第2号川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについて賛成の立場で討論をいたします。本議案は、条例また特別会計予算、この2つを同時に提案という異例の議案ではございます。先ほど、反対討論の中でもありましたが、国は全国のキャッシュレス化を目的として今、4割40%キャッシュレスにしたいという方針であります。また、地域では、モニターとなる地公体を選別して、推進を図ろうとしております。高鍋町の隣の新富町が選別をされていると聞いております。そういう中、革新的な町のこの電子通貨への取組は、県内でも先進的であり、将来に対して、非常に有効な施策ではないかと私は評価をしております。また、地元の加盟店の状況についてですが、商工会の役職員も増強に力を入れてですね、日々取り組んでおります。約加盟店が120近くになったということで、今後の増加も非常に期待をしておりますし、地元商工会の皆様の努力も高く評価をしております。反面、反対討論にも一部あったかと思いますが、高齢者の理解、それから特に一人暮らしの老人世帯、約500世帯ございますが、そこに対しては、言葉の使い方、言葉の理解も含め、十分な配慮が必要ではないかと、その上で取り組んで行かなければならないと私はそう考えております。この事業に対しては、非常に将来性が高く評価しておりますが、ぜひ私たちの子どもそれから孫が今やほりこういう時代を望んでいるんだということで、この地域循環型の経済のシステムを私はスピーディーに進めるべきだと、早くこのシステムを

構築をして、Iターン、Uターンそういう方々の利便性の向上のためにも、進めていてもらいたいとこのように考えております。また、事業実施には、リスクはつきものです。私が常に言っているようにですね、事業には、やはり無限大の時間があるわけではないと思います。やはり、事業を考案すれば、それは、一定の事業を実施する期間が必要であります。また、町民の財産に多大な棄損を与えるリスクが発生するか、また、町民の町長が示している町民に対しての方針に大きく変更があるのか、そういうことを判断した場合に、この事業においては、想定内のリスクの範囲で実施できるものと考えております。ぜひ、地域型経済の循環を目指しましてですね、この議案に対して皆様の各議員の賛同をお願いしたいと思います。以上で討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第2号川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例について、反対の討論を行います。川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例については、町内で使ってもらうため助成金などを現金でなく町内でしか使えないポイントで町民に支給する制度の歳入と歳出を明確に管理するものと思います。しかし、マイナンバーカードにポイントを付与するのであれば、助成制度を利用する町民はマイナンバーカードを強制的に持たされることとなります。政府は、マイナンバーカードがデジタル社会のパスポートだとしてマイナンバー制度の推進を図っています。県もそれに応じて日本一のマイナンバーカード県取得促進強化事業が予算化されています。マイナンバーカードを活用したオンライン手続が普及すると県民の利便性の向上につながると、その事業効果を掲げていますが、そんな単純なものではありません。今回の電子地域通貨事業も関連していますので、反対です。政府の実行計画では、運転免許証などの各種免許、マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載、自治体検診や民間健康管理サービスとの連携、学校検診や学習データの活用、公金受取口座や預貯金口座などあらゆる分野でマイナンバーカードとサービスの連携を進め、マイナンバーカードがないと公的サービスを含めたさまざまなサービスが受けられない状況をつくり出し、実質的にカード取得を強制する方向を進めようとしています。政府は、行政のデジタル化の下、国民にマイナンバーカードを利用させることで国民の所得、資産、医療、教育などあらゆる分野の個人情報の連携を進め、民間サービスも含めて個人をまるごとスキャンする膨大なデータを集積し、その利活用を成長戦略として民間企業が活用できるようにするとしています。個人情報の保護どころではありませんし、国民は、全て監視されることにもなるのです。もともと、マイナンバーカード制度の導入は、社会保障を公正な給付と負担の名のもとに、徹底した給付抑制を実行し、国の財政負担、大企業の税、保険料負担を削減していくことが最大の狙いです。国民の権利としての社会保障を守るためにも、個人情報保護のためにもマイナンバー制度は廃止するしかありません。以上述べまして反対討論といたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第2号川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについて、賛成の立場から討論をいたします。今回の地域通貨の特別会計については、全国でも先駆けてやっていくことで、なかなか理解を得ることには苦慮することと感じます。何でも新しいことをすることでのアレルギーはあります。特に年齢が高い方々に対しては委員長報告でもあったようにきちんとサポートして行ってほしいと感じます。今年2月末から、3月初めに全町民に5,000円分が付与された地域通貨が配布され、あまりなじまないキャッシュレスを多くの方々が理解していかなくなりました。実際、配布されたカードから移行して、スマホに地域通貨を取り入れ、キャッシュレスの利便性を知った方も多くいます。今後は、町内の事業者の皆様もより多く理解してほしいと感じます。時期尚早との意見もありますが、時代の流れは加速しています。これから時代を支える皆様に川南やるねと言われることも悪くはないのではないのでしょうか。また、議会として令和2年度にコロナ対策事業で、全ての住民に5,000円を付与する地域通貨を発行しました。その時点で可決をして、地域通貨とした流れを作っています。これまでの歳計外現金より、特別会計にすることで表に見えるという議会の責任を果たすことも必要であると感じます。ここに行くまでに、庁舎内の話し合いもされ、様々な意見があり、たどり着いた結果です。今後は、全国でも先駆けた取組みをする自治体職員の全ての皆様が地域通貨の取組みを広報する立場になって、一枚岩となり推進して行ってほしいと感じます。また、事務的な細かい部分については、しっかり規約を作り、再三言いますが、これまでにない取組みですので、自治体として間違いのない方向に向かってほしいと思います。以上、各議員の皆様の賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

○議員（荻原 敏朗君） 議案第2号川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについて、反対の立場で討論いたします。国は、キャッシュレス決済比率を現在の約20%を2025年までに40%を目標とすることとしています。現在、ポイントを付与するなど、躍起になっていますが、いまだ計画通りには進展していません。確かに、新型コロナ感染等の拡大もあってか、若者を中心にスマホ決済が広がっています。現金を持ち歩かなくて済む利便性や効率性があることは、否定しません。海外客にも両替も必要ありません。ただこれは、地域通貨等は、海外では使えないことは自明のことです。日本経済の動きの中で、中でもキャッシュレス決済は、一定の役割、地位をこれから果たしていくことになるだろうとは、思っております。ただ、国がキャッシュレス推進の目的の一つであったオリンピックに向けての海外からの観光客誘致はできなくなり、インバウンド効果は、期待薄となっております。海外に比べて日本でキャッシュレス化が進まなかった要因はいろいろあると思います。御存知のようにどこにでもATMはありますし、偽札もあまり横行していません。何より私を含む高齢者等には、デジタル技術や取扱いへの理解は十分ではないのでしょうか。町は今回国の動

きに呼応して、地域通貨事業を進めようとされていますが、多大なポイントを付与して、町費を使ってやるべきことでしょうか。決済費用を町が負担し、またずっとポイントを付与し続けるのですか。お金のある人には、恩恵はあるでしょうが、昨年の経済的弱者対策のプレミアム付き商品券事業で実証済みのようにお金の余裕のない人は手を出せません。まさに、いわば絵に描いた餅なのであります。また、事業非加盟店舗にもメリットはなく、不公平感を助長します。ここは一部の人にしか、メリットを与える事業に奔走するのではなく、同僚議員の発言にもありましたが、環境整備に努力理解を深めるときではないのでしょうか。今は、町がキャッシュレス化に向かって、地域通貨事業を特別会計を設けてまでやるべき喫緊の課題なのではないでしょうか。産業推進課におかれましては、そのエネルギーや知恵は本町の基幹産業の農業を発展させるべく、大変難しいことは、十分分かっておりますけど、水利用農業経営推進に力を注ぎ、農家収入を増大し、畑かん用開栓率向上に取り組むときではないでしょうか。そうすることが町内経済を潤すとともに、町財政にも好影響があるのではないのでしょうか。議員の皆様のご判断をお願いして、反対討論とします。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第2号川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについて賛成の立場から討論させていただきたいと思っております。先ほどから反対、賛成という討論もございましたが、今回の条例の提案、今回の第2号は条例の提案であります。これに関連して一般会計の方でも電子地域に関する通貨予算もございまして、33号では、特別会計自体の審査もございまして、なかなか難しい部分はあるかと思っておりますが、賛成の立場で述べさせていただきたいと思っております。まず、先ほどからありましたように町民の理解、商工会事業者の理解というものがございまして、商工会においても、全ての事業者がこの電子地域通貨に加盟しているわけではございません。しかしながら、商工会においても歳末大売り出しとかプレミアム商品券等とありましたが、それに対して全ての事業者が参加しているわけではございません。一部の事業者では、やはり参加をしないというのは現実でございまして。そして、コロナ対策で5,000円のプレミアムが町の方から、5,000円の地域通貨が配られました。現時点において9割の方が利用されているということでございまして。これは、スマホがないとできないということではございませぬし、カードを読み取ってもらえれば、できるわけではございます。そういったことを理解が得られてないという部分があれば、しっかりともう一度利用者に対して周知するべき、これはやらなくちゃいけないことだと思っております。先ほどからあります国のキャッシュレス化を推進しております。町民の利便性ということでもございまして。消費喚起という立場でもありまじょうが、すでに本町でもさきほど申したように多くの方が利用して動きだしていることではございます。それと同時に、やはり事業の整備、構築は同時にやっていくべきものと私は考えています。よって議案第2号に対して、私の賛成の立場としての討論といたします。多くの皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第2号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

はい、ありがとうございました。起立多数であります。

従って、議案第2号川南町電子地域通貨事業特別会計設置条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号川南町尾鈴地区基幹水利施設管理条例を定めるについて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第3号川南町尾鈴地区基幹水利施設管理条例を定めるについて、反対の立場に立って討論いたします。その理由についてであります。原案は開栓率20%と費用対効果を納税者に問われている、補助を受けるために補助事業を行い、事業を継続すればするほどに町財政を圧迫し続けるだけで受益者の所得向上が見込めぬ条例である。それは、開栓率20%実績が物語っています。また、原案第7条では町長は第2条から第6条までの事項について、その全部または一部を土地改良区等に委託することができるとしているが、原案にある国から町に委託された多数の財産管理については、土地改良区の決議により土地改良区から町に管理を移管されたものであり、改良区の管理能力があると認められません。そのことは15日の議案質疑で指摘しました坂の上公民館北側側溝へのかんがい用水の垂れ流し、税金の垂れ流しは現在も続いており、欠陥施設でもないのに管理のための放流と言いますが、田植え時季を迎えた切原川水利組合の水確保のために切原川に直接放流すべきであります。こうしたずさんな管理の財産管理を放棄した土地改良区に管理を委託する条例を認めることはできません。従って、原案に反対し皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願いま

す。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第3号川南町尾鈴地区基幹水利施設管理条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号川南町総合計画条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第4号川南町総合計画条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号川南町コミュニティ施設条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第5号川南町コミュニティ施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号川南町県単独土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第6号川南町県単独土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、反対の立場に立って討論いたします。

その理由についてであります。条例第2条でこの分担金は町長が事業の施行により利益

を受けると認めるものから徴収するとあるが、この条例では土地改良区受益者等に負担を課していません。この条例は全ての町営土地改良事業にも適用されると思うが市町村営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例第1条土地改良法第96条の4において準用する法第36条の規定により、市町村は法第96条の2第2項により地域に係る土地改良事業に要する経費に充てるため当該地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者即ち受益者に対してこの条例の定めるところにより金銭、夫役又は現品を賦課徴収するものとするを怠り、行政のみで負担し、今まで条例で優遇措置を設け、受益者の負担を免除し続けてきた。開栓率20%と費用対効果が問われている畑かん事業の優遇条例を改正する条文もなく町財政を圧迫し続ける条例であります。従って原案に反対し皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第6号川南町県単独土地改良事業分担金徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号川南町公園条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第7号川南町公園条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第8号川南町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号川南町国民健康保険条例等の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第9号川南町国民健康保険条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号川南町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第10号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第10号川南町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第11号川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第12号川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号工事請負契約締結（川南町総合福祉センター外構工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第13号工事請負契約締結（川南町総合福祉センター外構工事）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号工事請負変更契約締結（防災行政無線同報系デジタル更新整備工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第14号工事請負変更契約締結（防災行政無線同報系デジタル更新整備工事）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号工事請負変更契約締結（下野田・勝司ヶ別府線南下野田橋下部工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第15号工事請負変更契約締結（下野田・勝司ヶ別府線南下野田橋下部工事）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号財産の無償貸付け及び無償譲渡について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第16号財産の無償貸付け及び無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号第6次川南町長期総合計画基本構想について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第17号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第17号第6次川南町長期総合計画基本構想については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第24号令和3年度川南町一般会計予算、日程第18、議案第25号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第19、議案第26号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第20、議案第27号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第21、議案第28号令和3年度川南町介護保険特別会計予算、日程第22、議案第29号令和3年度川南町下水道事業特別会計予算、日程第23、議案第30号令和3年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第24、議案第31号令和3年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第25、議案第32号令和3年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第26、議案第33号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算、日程第27、議案第34号令和3年度川南町水道事業会計予算、以上、11議案を一括議題とします。

本、11議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子委員長） 総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第24号令和3年度川南町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額100億4,300万円、前年度当初予算比0.1%増です。現地調査は、福寿園、番野地保育所、川南西別館、川南東別館の4か所を行いました。総合福祉センター建物本体工事費9億1,578万5千円、養護老人ホーム福寿園新築建設建替え補助金1億1,000万円の計上で、新築工事は順調に進んでいます。企業版ふるさと納税を予算にしっかり位置付けてほしい、消防費の業務継続計画策定委託費600万円は予算計上に違和感がある、外部委託でなく自主作成が可能ではないか、移住定住促進パンフレット作成委託料244万2千円について産業推進課等と横の連携をとりパンフレットを作成しアピール度を高め移住定住の促進を図るべき、川南東別館の改修設計は川南西は新築で不公平ではとの意見がありました。慎重に審査し、反対討論の表明があり、原案のとおり賛成多数で可決であります。

議案第25号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出の総額を22億5,479万1千円とし、一時借入金の借入限度額を1億2,000万円と定めるものです。国民健康保険税の歳入は3億8,615万円で前年度より20.8%少ない計上です。新型コロナに関連して収入減を見込み、保険料は元年度の据置の予算組です。被保険者は令和3年2月末現在4,673人です。保険準備積立基金繰入金2億6,838万1千円は保険税の増収が見込めないこと、保険給付費等の増による不足分を補てんするためのものです。糖尿病重症化予防事業を新たに始めます。国保運営基金は令和3年1月末で5億7,404万5,743円です。採決は、原案のとおり全員賛成で可決です。

議案第26号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億391万3千円とするものです。後期高齢者医療連合に納付金として納めるものです。後期高齢者の数は、令和3年2月末、2,670名です。採決の結果、反対討論の表明があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計については、歳入歳出の総額をそれぞれ677万7千円とするものです。主なものは、介護認定審査会委員報酬と事務補助賃金です。討論はなく、原案のとおり賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第28号令和3年度川南町介護保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ17億1,511万1千円とするものです。前年度比2.3%減です。一時借入金の最高額は5,000万円とするものです。条例改正に伴う介護用品給付事業による対象者96人分720万円が新たに計上されています。採決の結果、反対討論の表明があり、賛成多数で可決であります。

議案第31号令和3年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算については、平成28年度より効率的に行政不服審査を行うために6市町村で設けられました。歳入歳出の総額をそれぞれ25万7千円とするものです。不服審査は、5人の14回分が計上されています。昨年度川南町

が1件です。採決の結果、討論はなく原案のとおり全員賛成で可決です。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子委員長） 文教産業常任委員会に付託を受けました議案について、その審査の経過と結果の報告をいたします。

議案第24号令和3年度川南町一般会計予算です。現地調査を行い、担当職員の説明を受けました。担当課ごとに経過を報告します。

環境水道課です。地元管理生活用水施設整備事業補助金150万円は、白鬚地区の生活用水施設の更新に係る工事代や部品などを補助するものです。地元で工事を行えば4分の3の補助になります。今回初めて取り組むもので、今後他の地区、大内、萱根、住吉、袋谷でも希望される場合もあるので、広報してほしいと意見がありました。また高齢化により管理運営が厳しくなっている現状もあるとのことでした。

産業推進課です。昨年コロナ関係で行った事業のうち好評だったものが今回も予算計上されております。また、新規事業の中で青年農業者への支援として上限50万円、補助率3分の2で農業機械導入に1,000万円計上されています。観光協会補助金は、町から出向していた職員をこの4月に役場復帰させることから今回1名分の増員分を上乗せした補助金になっております。参考までに令和2年度は520万円から令和3年度は、890万円に増額になっております。交流施設改善等費補助金3,000万円ですが、これは町内外の客が訪れる施設改修に対する補助で、工事が1,000万円以上で2分の1補助する事業です。現在計画では、川南工業が峠の里の公園を整備する計画があるようです。通信機購入98万4千円は商店街の地域通貨加盟店に対しフリーWi-Fiのルーターを貸し出すもので、フォンルーターを導入予定です。商店街の30店舗を計画し、直線で1台約30メートルで通信が可能となり、各店舗利用を始めタブレットやスマホを持つ顧客が店舗周辺で無料で通信可能となることから、軽トラ市をはじめ来店などでの利便性を図るものです。観光費のダミーマンホール設置委託料はポケットモンスターが描かれたダミーのマンホールを県が26市町村に配布するもので、その設置工事費です。サンA文化ホールの前に設置する予定です。

建設課では、町営住宅は現在356戸入居中で、内訳は20団地507戸、老朽化による入居中止は8団地の234戸ですが、現在まだ125戸が入居中です。その他の町営住宅の空家は現在26戸になっています。町道舗装、路肩、側溝及び補修工事費等4,076万8千円、橋りょう補修工事、町道改良工事費として2億2,020万円となっています。公共交通手段の確保としては、3,266万7千円となり、高鍋町から都農町道の駅までの路線バス対策事業で宮交に1,000万円。川南駅業務委託に観光協会に490万円、防犯カメラ200万円。トロンバス運行委託料、川南駅線運行委託料に1,205万4千円などです。路線バス、トロンバスは利用が多くなれば委託料は減額されます。利便性を高め、より多い利用を進めてほしいと意見がありました。

農地課、畑かん利用については、今後実験的に水道の蛇口2個を給水栓から立ち上げて水をより使いやすいように考えているとのことでした。給水栓使用料は、普通畑は1反年当たり2,200円、ハウスについては1反年当たり20,000円となっていることから園芸用ハウスなど今後増えるような施策が必要です。委員の意見ではまだまだ開栓率が低いことから、産業推進課と連携して有効な水を使う農業政策をさらに推進してほしいとありました。

教育課です。小学校費のパソコン購入3,140万8千円は、ギガスクールで令和2年度では小学校5年生から中学校全学年まで整備しましたが、今回4年生から1年生まで導入し、全ての小中学校で一人1台整備されます。新しい取組みとして社会教育費の文化財保護費では、川南町文化かるた作成が50万1千円計上されています。これは、川南町の歴史を遊びながら川南を知ることに関心を持つことを目的としたもので、小学校1年生に配布していきたいとの説明です。委員会では、作成するなら全学年に配布するか、川南を学習する学年から先に配布すべきではないかと意見がありました。限られた予算ではありますが、せっかく作る計画があるなら考慮していただきたいとの意見がありました。同じく文化財保護費の後牟田遺跡関係の予算ですが、中里の中央墓地の近くに発掘された後牟田遺跡に看板を作成し、町民はじめ周知を図るものです。貴重な遺跡であることからさらに調査する委託料も計上されています。

討論採決では、電子地域通貨キャッシュレスの取組については時期尚早ではないか、利便性ばかり言うが、町民が納得してから行うべきではないか、畑かんの開栓率が上がるようにさらなる努力を求め、畑かんの本来の目的を果たしてほしいとの意見がありました。全員賛成で可決です。

議案第29号令和3年度川南町下水道事業特別会計予算です。歳入歳出それぞれ1億5,471万8千円となります。歳入の一般会計繰入金は6,943万6千円で主に下水道公債費償還に充てられます。また町債の2,880万円は公営企業会計移行業務委託料に充てられます。歳出は、下水道事業の経常経費、浄化センターの管理委託料、光熱費、更新工事などです。公営企業会計移行総合支援業務委託料2,883万6千円は、令和5年4月1日から漁業集落排水事業と下水道事業を上水道事業と同じ公営会計にするための固定資産調査業務、会計システム導入業務及びアドバイス業務を受ける委託料です。公債は令和14年度に終了予定です。下水道の加入人口は令和2年3月31日現在2,476人、対象人口は3,437人で加入率72.04%、加入世帯1,139世帯で対象世帯1,622世帯となり加入率70.22%になります。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第30号令和3年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算です。歳入歳出総額はそれぞれ1,893万5千円です。歳入の一般会計繰入金は969万2千円で、漁集公債費の償還金417万6千円と利子33万1千円に充てられます。償還は令和4年度で終了予定です。そして歳入の使用料は前年と同額の924万円ですが、漁集の経常経費1,412万8千円となることから、一般

会計より繰り入れる計画です。令和2年3月31日現在の加入人口は757人、対象人口は968人で加入率78.2%。加入世帯では319世帯、対象世帯は431世帯で加入率は74.01%となります。人口が減少していることから今後加入世帯が増える可能性は低いとのことで、規模の縮小も考えられるとのことです。施設の規模は当初2,000人を想定したのですが、建設から20年以上経過して対象人口は1,000人弱となっています。償還は令和4年度で終了。令和5年度から新しい会計方法になるとのことでした。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第32号令和3年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算です。歳入歳出それぞれ363万3千円となっています。年々利用水量は増えています。参考までに令和元年年間水量22万トン、令和2年52万トンで、令和3年計画は72万トンとなり、単価も1立米49円から50円に上げています。利用農家の種別は牛農家13軒、豚7軒、鶏3軒となっています。この特別会計は県単事業が終わり次第終了する予定です。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第33号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算です。歳入歳出それぞれ1億8,400万円となります。歳入は助成金として計上している事業は4項目になります。事業によって現金と地域通貨とで出すものがありますが、この特別会計は地域通貨として出される助成金だけを一般会計より繰り入れていています。参考までに県外からの移住者支援助成金は275万円のうち200万円、定住促進持家取得助成金は1,867万4千円のうち262万5千円が地域通貨分として計上されています。住宅リフォーム助成金は全額が地域通貨となっています。歳入の1億2,000万円は7月に開始する予定のプレミアムポイント事業の住民からの受入になります。今回のプレミアムポイント事業はマイナンバーを取得している方が対象で、住民を優先し先行販売しますが、残があれば町外在住者に案内します。1,937万5千円は歳計外現金から繰り入れるものです。歳出の電子地域通貨換金料1億8,400万円は取扱店舗に対する支払になります。地域通貨は付与して2年間を使用期限としています。条例と特別会計を同時に提案することに質疑が上がっていましたが、委員会で確認し担当課として問題はないとの説明を受けました。賛成多数で可決です。

議案第34号令和3年度川南町水道事業会計予算です。水道事業収益は3億9,834万9千円。水道事業費用は3億4,342万6千円です。令和3年度の設備工事は1億1,579万9千円となります。令和3年度分の償還金は3,764万4千円で残金は1億4,141万6,778円となり、令和7年度で終了します。石綿管改修工事は令和2年度は2か所450m終了しました。令和3年度は八幡の400mと睦、高下の500mを計画しており、令和5年度をめどに石綿管全て改修となる計画ですが、他の工事などの発生もあることから、予定通りにいくかは不明とのことです。残りの石綿管は約3kmとの説明でした。各浄水場の最大日量は西の別府浄水場5,500^m、鶴戸の本浄水場2,600^m、掛迫浄水場72^m、赤石浄水場25^mとなります。一日の平均配水量は6,033^mとなります。災害があったとき配管などが破損したりすることで配水ができないこと等さまざまなことを想定したマニュアルを考慮し、その対応に真剣に考えていくべきだ

との意見がありました。討論はなく全員賛成で可決です。

以上、文教産業常任委員会に付託されました令和3年度の一般会計、特別会計、事業会計の報告を終わります。2年間委員長報告ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。午後の会議は、1時15分からとします。

午後0時04分 休憩

.....

午後1時15分 再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第24号令和3年度川南町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第24号令和3年度川南町一般会計予算案について、私は、令和3年度川南町一般会計予算案に対する討論を反対の立場でいたします。政府の2021年度予算は、最大かつ喫緊の課題であるコロナ対策について、極めて無策であるばかりか感染防止に逆行するような予算まで含まれていることです。コロナによって、浮き彫りになった日本の経済社会の問題点に対応する点には、不熱心で、コロナ対策に名を借りた不要不急の便乗予算ばかりが目につくことです。就任早々、自助、共助、公助の順番を強調し、国民に自己責任を迫る菅首相の施政を体現したような国民に冷酷な予算となっています。安倍前首相の路線を継承し、戦争する国作りに向けた大軍拡をさらに進める予算となっていることです。新年度予算に大きくかかわる課題は、1年以上に及ぶ新型コロナウイルスの影響が深刻さを増していることです。また、消費税10%増税の影響も町民の暮らしや地域経済に大きく影を落としています。新年度川南町の当初予算は一般会計で100億4,300万円。対前年度当初予算と比較すると0.1%の増額予算です。今、町民の暮らしは、年金は減らされながら医療や介護の負担は増え、消費税増税が追い打ちをかけるという厳しい状況の中、突然の新型コロナウイルスの発生により、命も暮らしも経済もあらゆるところに深刻な影響が及びました。現在、感染者ゼロの日が更新されていますが、まだまだ安心はできません。十分な対策が必要です。こうした状況の中で町民の暮らし、地域経済、基幹産業である農業をどうまもってい

くのか、町民の暮らしを守り、福祉の増進に努めるとする地方自治体の役割が一層問われています。予算の全体では、コロナ対策、福祉や医療、教育、文化、農業、漁業、商業、地場産業の振興など、必要な予算が組まれてはいますが、不十分さや問題点も含んでおります。第一に医療、福祉、社会保障の施策についてです。今回のコロナ禍のもとで問題点も明らかになり、多くのことを学びました。地域医療構想は、社会保障費削減ありきの政策であり、家庭と地域への深刻なしわ寄せは必至です。しかもこの構想は、コロナ禍に対応する病床確保の視点が全く欠落していることも合わせ、地域医療構想推進は、中止すべきです。政府が突然、全国424病院を名指しして、2020年9月までに再編統合、機能移転、ベッド数縮減などの計画を具体化するよう求めました。宮崎県内は、7病院その中に町内の国立宮崎病院と都農町の町立病院が対象に挙げられ、衝撃が走りましたが、こうしたことで、地域医療が守られるのか、安心して医療が受けられずして、人口減少を止めることはできません。必要な医療や介護がしっかりと補償されるものでなくては、なりません。国や県に対する町の対応を求めておきます。第2に農業予算で特に必要なのは、コロナ禍でより問題が鮮明になった自国で賄う食料自給率の向上です。農家や産地が輸出に活路を見出すためのスマート農業やデジタル化への予算もありますが、これらの推進施策が本当に地域の小規模家庭農業にとって利益につながるのか、家族農業を支え持続可能な農業にするための価格補償や所得補償の予算、農家を直接支援する手立てを講じることが大事です。安全安心な食品の食料の自給、地産地消の推進で、川南町の農業と農家を守ることではないでしょうか。住宅リフォーム補助、子ども医療費助成など、暮らしや福祉予算も経常されていますが、交付税や補助金などに依存している本町財政は、まだまだ厳しい状況が続くことが予想されますので、今後も自主財源比率の向上が当面の課題となっています。令和3年度も行財政改革による民営化の推進など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算計上です。これまで、5つの保育所の統合、民営化に加え、番野地保育所も4月から新築され、民営になります。老人ホームの社会福祉法人への譲渡も学校給食調理業務の民間委託も安上がり論と同じ目的で継続して強行されています。さらに水道料金、下水道料金にも消費税が上乘せられ、町民の負担増です。また、文化ホール図書館が指定管理者となり、町の手から離れています。指定管理者制度は、公の施設の民営化を推し進める道具として、国によって導入され、民間のノウハウの活用や人件費を含む経費削減などを主な目的に川南町も取り入れています。公共施設は、町民の福祉を増進する目的であるという原点に立ち返り、公共施設における指定管理者制度の在り方について、研究検討する必要があります。民間でできることは、民間で、官から民へという構造改革路線を背景に安上がりを目指すために具体化された保育、福祉、医療、教育など働き手の質と経験の積み重ねが重要な分野の施設は、本来直営すべきであり、認めるわけにはまいりません。民営化の方向が打ち出されて以降、保育所を民間が経営するのは当たり前となっています。町営で残っている中央保育所は、自治体が保育の実施義務を

負う公的保育制度が原則の保育所です。保育所は子どもたちや保護者の皆さんが安心して通い、仕事に向かえるよう一緒に考えて応援する場所です。川南町の宝の保育所です。町長は、いつも子どもは宝、希望だと言われます。放課後児童クラブ、学童保育も委託されました。学童保育の社会福祉法人への委託は支援員など働いている方には不利益はない、労働条件がよくなり、今までと同じ場所で預かり、料金も変更はない、そして安心して子育てできる環境は守ってほしいです。マイナンバー関連予算が計上されています。マイナンバーカードを活用したオンライン手続きが普及することで町民の利便性の向上につながるとその業務効果を掲げていますが、そんな単純なものではありません。政府は、個人情報保護という観点から十分な対策が取られていないのが現状です。したがって町民に不安を与えることはやめるべきです。全国でマイナンバーカード交付枚数率は23%にとどまり、制度は失敗しています。以上、当初予算案について、数点問題点を指摘させていただきました。自治体本来の役割である住民の健康と福祉の増進、町民の立場を貫く町政こそ、求められています。町民の苦難に心を寄せた温かな行財政運営を求めまして、反対討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第24号令和3年度川南町一般会計予算の賛成の立場から討論をいたします。昨年からの新型コロナの影響で、コロナの感染状況によっては国の動きと連動した予算が補正として組まれていくことだと思いき、反対討論のようにありましたが、確かに先の見えない生活が続いております。令和3年度一般会計予算もさまざまな視点から細かく支援する事業も多くあります。子育てする方には保育料の無償化から就学前の医療費の完全無償化、また不妊治療から妊婦健診の負担軽減、働きながら子育てできる環境づくりも整備されようとしています。農林水産業においても、後継者支援や移住者支援、漁港の整備、これまで地元から要望のあった道路整備も限られた予算で最大の補助を得るべく制度を活用しています。健康づくりや交通手段を確保する政策もまだまだ不十分ではありますが、いつでも誰とでもつながりを持った地域づくりは、私たち住民が自ら動かないとなりません。これから中学校整備についても様々な視点から動いていくのだと思います。一番はこれから時代を支える世代の人たちから川南に住んでよかったと思えるまちづくりを一丸となって取り組まなければならないのではないのでしょうか。わくわくするまちづくりを、今回の予算を通しみんなで広報し、誰かを否定するのではなく共に歩めるような立場になればいいと考え、今回賛成討論をいたします。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第24号令和3年度川南町一般会計予算について、反対の立場に立って討論いたします。その理由について申し述べます。原案における2款総務費1項総務管理費にある東地区コミュニティセンター改修設計等委託料240万については同施設の床、壁、雨漏り等を改修するための費用であります。施設は築50年以上経過し老朽化が進

んでいます。老朽化がしているばかりか、シロアリによる被害は外から目視できるほど甚大で、部分的に改修しても倒壊が危惧されることから、地区住民の安心安全を第一に考えておられる自治公民館役員の総意として館長が新築、建替えを町に要望しましたが、財源がない等として拒否しています。これは議会の反対を頑なに無視し、再議を繰り返した先般新築建替え供用開始した西地区コミュニティセンター建設理由の地域のコミュニティ拠点、防災拠点として耐震化対応が必要といい、新築建替えをリース事業で強行取得した事実を踏まえると、その整合性、公平性が問われます。財源については、先ほど反対討論しました案件に関係する費用対効果が問われる開栓率20%で80%の受益者が必要としない受益者の補助金漬けが危惧される、親切の押し売りの有難迷惑の議案第3号6号に関連する予算を充当し、公平公正な視点に立ち、新築建替えし、東地区住民の安心安全なコミュニティ及び防災拠点を確保するように努めるべきであります。従って原案に反対し予算を白紙にし、編成しなおすことを求めるものであり、皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第24号令和3年度川南町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第25号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第26号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。この特別会計は、平成20年4月1日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上の全ての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に入れられました。75歳以上の人は、家族構成や就労状況、年収などにかかわらず、75歳以下の人とは別の保険に強制的に囲い込まれたのです。川南町の2月末では、2,670人が後期高齢者医療保険に加入しています。この制度は、高齢者を他の年齢層から切り離し、高い負担と安上がりの差別医療を押し付けることにあります。その特徴は4つあり、①これまで負担のなかった扶養家族を含め一人一人から保険料を取り立てる。②受けられる医療を制限し差別する別立て診療報酬を設ける。③保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。④保険料を払えない人からは保険証を取り上げる。75歳の高齢者といえば、最も病気にかかりやすく、治療に時間がかかる方々です。現行の一割負担の下で75歳以上の高齢者は年収比で若い世代の4から6倍も負担しています。負担を苦しめた受診控えにコロナによる受診控えが重なっています。その時に負担増の追い打ちで一層の受診控えを引き起こすなどこんな冷酷な政治はありません。今開かれている国会には後期高齢者医療に窓口二割負担を導入する法案が提出されています。これまで一割負担だった人にとっては負担が倍に増える計算です。この間、70から74歳についても一割から二割に負担が引き上げられてきましたが、これは新たに70歳以上になる人から1歳ずつ段階的に実施されてきました。今度は75歳以上の高齢者は一定以上の収入があれば90歳だろうが100歳だろうが一斉に負担が引き上げられることとなります。高齢になるほど病気にかかりやすく、窓口負担も重くなります。また、後期高齢者医療制度を運営するのは、後期高齢者医療広域連合議会です。川南町議会からはこの広域連合議会に誰も選ばれていません。後期高齢者医療広域連合議会は国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は広域連合議会ですが、保険料の徴収、督促、保険証の受渡し、受付、窓口業務など住民と直接やりとりする業務の多くは川南町が担います。広域連合議会では住民の声が届きにくいなど問題点があります。保険料も後期高齢者の人口比率が増えるのに応じて自動的に引き上がる仕組みです。高い保険料や差別医療を押し付けるもので、廃止しかないと考えます。少ない年金から介護保険料や後期高齢者医療保険料が天引きされると生活は本当に苦しい。どこまで高齢者をいじめるのかという不安の声が広がっています。後期高齢者医療制度の廃止は待ったなしの課題です。老人保健制度に戻すとともに、必要な財源措置を行うことを求め反対討論といたします。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第26号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第27号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計予算案について、反対討論をいたします。介護保険制度の利用に決定的な役割を果たしているのが要介護認定です。要介護認定は、介護を要する状態を正確に把握し、その人に最もふさわしいサービスの内容と量を判断するために行われるものです。申請を受けた町は、申請した人を訪問し、調査を行います。この調査と並行して町は申請者の主治医に意見書の提出を求めます。町は専門的な第三者機関として介護認定審査会を設置しています。認定審査会は、調査項目を全国共通のコンピュータソフトにかけて得られた第一次判定結果と、主治医の意見を基に要介護状態の審査で判断を行います。判定によって、介護保険給付が受けられない非該当、要支援1、2、要介護1から5となります。判定結果が町から通知されてサービスを受けることとなりますが、急を要する場合、申請した日にさかのぼってサービスを利用することになり、この認定制度には多額の事務費が使われています。判定では機械的に利用制限がかけられています。要支援1、2の介護保険外しは、介護保険制度改悪の歴史の中でも最悪と言われていています。要支援者の訪問介護とデイサービスが介護保険の給付から外されてしまうことになったのです。外されたサービスは市町村の地域支援事業に移行し、無資格者やボランティアでもサービスの提供ができるようになりました。いわば専門家不在となることに多くの関係者が警鐘を鳴らしています。専門家がケアに携われるからこそ、軽度の認知障害や初期の認知症の人が適切なサービスを受けられます。要介護認定制度は廃止し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供できるようにすべきです。介護認定審査特別会計予算について、反対いたします。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第27号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号令和3年度川南町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第28号令和3年度川南町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。介護保険は、今年4月に発足から21年目です。介護保険制度が当初に謳い文句にしていた、介護の社会化、利用者本位はどうなったのでしょうか。高い介護保険料が取られ、要介護認定を受けたにも関わらず必要なサービスが利用できない。まさに保険料だけ取り立てて介護なしと言われるように介護の負担は重くなっています。川南町の高齢化率は増加傾向です。高齢化が進むにつれて介護保険料は上がり、高齢化のピークを迎える令和7年には、標準年間保険料は25%まで上がると予想されています。今年度予算で介護保険料金が見直される条例の一部改正案が提案され、引き下げられることは評価します。介護のことは家族の介護を自分が初めて経験すると、頭では怒ってはいけない、優しくしなければならないなどですが、私一人ではとても無理と介護施設の助けをもらったことは本当にありがたく助かりました。家族の認知症が進むことは分かっていたはいましたが、ある日、俺には基本的人権はないのか、日本国憲法で保障されているはずだが、と介護サービスを受けていた家族から電話がかかってきたときには、もちろんあなたにも私にも、そこで働いている人にも基本的人権はありますよ。でもね、今ここでお世話になっているのよ、と電話を切りましたが、自分のことを自分でできなくなっても若い頃に学んだ基本的人権が口から出たことは、介護施設で働く人たちのことまで思いやれる心が残っていて私にしっかりしろとのメッセージと思っています。国が町民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたらそれに立ちはだかって町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす。これが本来の自治体の仕事です。高齢者が住み慣れた家、地域で安心して生きがいをもって暮らせるまち川南を目指しているのですから、何よりも高齢者にとって必要な介護が受けられ介護予防に逆行することのないよう高齢者の実態を踏まえ介護保険制度を抜本的に改革し、安心できる制度にしていくために

は国庫負担の大幅な引上げが不可欠です。ところが、その財源を所得の少ない町民に重くのしかかる逆進性が明らかな消費税に求めることは、所得の再配分を通じて平等化を目指す近代税制の原則や社会保障のあり方として根本的に間違っています。財源は国家財政税制を国民本位に組み替えることで十分に確保が可能です。払える保険料と利用しやすい利用料を訴え、社会保障としての介護保険制度の構築を求めて反対討論といたします。

○議長（河野 浩一君） 他に討論はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第28号令和3年度川南町介護保険特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。先ほど、同僚議員の方で反対討論がありましたが、介護保険制度が始まり21年ということで、非常にこの制度ができたおかげで、しっかりと働ける若い人たちも増えてることも確かであります。同僚議員も家族の方で介護施設を利用されましたが、いろいろと本人の主張もあるでしょうが、私も家族の方が介護制度を利用して本当に、介護保険制度があったから、たぶんあの歳まで頑張ってこれたのかなって方たちはとても多いです。その応分の負担で多少の保険料は必要ですけども、これから長寿化になって団塊の世代の方達が75歳に入る、後期高齢に入的过程中で少しでも少しずつでも皆さんが負担をしながらこの制度が生き残り、そして私たち、まだ今働く世代がしっかりとその年齢になったときでもこの制度が生きて行けるように支えていくことも必要ではないかと思っただけで賛成の立場から討論いたしました。以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第28号令和3年度川南町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号令和3年度川南町下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第29号令和3年度川南町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号令和3年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第30号令和3年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号令和3年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第31号令和3年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号令和3年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案32号令和3年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計

予算について、反対の立場に立って討論いたします。その理由についてであります。原案の歳入歳出それぞれ363万3千円の内訳の歳入の主なもののダム用水使用料336万4千円は歳出336万3千円が畜産用水管理事業として支出されるものであります。支出内容について私の独自の調査質問に対して、担当課長は土地改良区の運営補助金に充てる支出と答えています。そうであれば、それを隠ぺいした虚偽記載の不法不適切な事務会計処理の予算と言えます。従って原案に反対し皆様の賛同を求めるとともに、次のことを付け加え反対討論いたします。そもそも土地改良区は受益者で構成する営利団体であることから運営に係る必要経費については、受益者の果実をもって応分に負担を抛出し運営するのが土地改良法で規定する鉄則であります。これに町自らが抵触すれば受益者で構成する農協、漁協等全ての営利団体組合等に運営補助金を交付しなければならないことになり、町財政は破綻することが危惧されます。以上の理由で原案に反対するものであります。皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第32号令和3年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第33号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第33号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号令和3年度川南町水道事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第34号令和3年度川南町水道事業会計予算について、反対の立場に立って討論いたします。その理由についてであります。収益的収入及び支出において、営業外収益1,700万4千円に対して営業外費用1,850万7千円となっており、収入に対して支出が150万3千円多くなっております。企業会計だからといってどこの世界に収入より支出の多い赤字の経営計画を立てる企業があるのでしょうか。昨年度の決算では営業外事業で多額の損失を出してさまざまな留保金を取り崩しその穴埋めをしたことは記憶に新しいところであります。こうした最初から収入より支出が上回る赤字予算編成が原因であると思われます。支出即ち事業費に対してそれに見合った財源即ち収入を見込むことで健全な事業計画が立てられるのであって、こうした歳入不足の欠陥予算がこうした歳入不足の欠陥予算で、受益者である町民に対して安心して安全な水道水を安定的に供給することは困難になることが予測されます。健全な水道事業の維持継続が危惧されます。従って原案に反対し水道事業会計予算の編成適正化を求めるものであります。皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第34号令和3年度川南町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、日程についてお諮りします。

ただ今、福岡仲次議員から発議第1号川南町議会委員会条例の一部改正についてが提出されました。

これを日程に追加し、順序を変更し追加日程として議題にしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号を日程に追加し議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時03分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

追加日程第1、発議第1号川南町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（福岡 仲次君） 発議第1号川南町議会委員会条例の一部改正について、その提案理由の説明を行います。

令和2年第10回川南町議会定例会において、議案第65号川南町課設置条例の一部を改正する条例が可決されました。財政課が令和3年度より新たに設置されることになったため、これを総務厚生常任委員会に追加する改正を行うものであります。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河野 浩一君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第1号川南町議会委員会条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第1号川南町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第28、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和3年第2回川南町議会定例会を閉会します。

午後2時07分閉会
